

■保険料の減免

災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方については、保険料の減免が受けられる場合があります。

■保険料の支払い方法

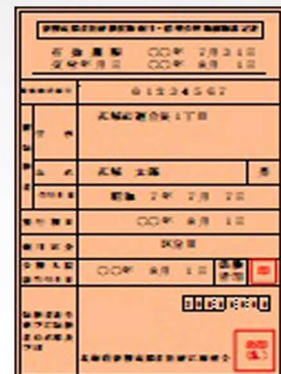
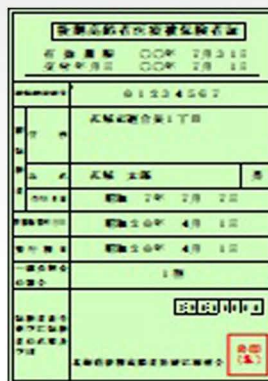
保険料の支払いは、「年金からの支払い」と「口座振替」を選ぶことができます。

- 「年金からのお支払い」から「口座振替」に切り替わる時期は、お申し出の時期により異なります。
- 保険料は税金の控除の対象となります。保険料を「年金からのお支払い」としている場合、お支払いいただくご本人の社会保険料控除の対象になります。

■保険証、減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)・限度額(限度額適用認定証)が新しくなります

現在、ご使用の水色の保険証および黄色の減額認定証・限度証の有効期限が、令和3年7月31日をもって満了となることから、8月以降使用できなくなります。7月中に新しい保険証(黄緑色)および引き続き交付対象に該当する方の減額認定証・限度証(オレンジ色)を交付しますので、8月1日からは新しい保険証および減額認定証・限度証をご使用ください。

- ・新しい保険証および減額認定証・限度証の有効期限は令和4年7月31日です。
- ・紛失したときや汚れたときは再交付しますので、住民生活課国民健康保険係までお申し付けください。



新しい保険証は黄緑色です

新しい限度証はオレンジ色です

■障害認定申請について

一定の障がいのある65歳から74歳までの方のうち、申請により北海道後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方は、後期高齢者医療制度に加入することができます。なお、後期高齢者医療制度の被保険者(加入者)となる方は、それまで加入していた健康保険(国民健康保険、健康保険組合、共済組合等)から脱退し、後期高齢者医療制度に加入することになります。脱退手続きについては、各保険者へお問い合わせください。

※一定の障がいとは…

- (1)国民年金などの障害年金1・2級を受給している方
- (2)身体障害者手帳1級・2級・3級をお持ちの方
- (3)身体障害者手帳4級をお持ちの方で、次のいずれかに該当される方
 - 音声障害 ○言語障害
 - 下肢障害4級1号(両下肢の全ての指を欠くもの)
 - 下肢障害4級3号(一下肢を下腿の二分の一以上で欠くもの)
 - 下肢障害4級4号(一下肢の機能の著しい障害)
- (4)精神障害者保健福祉手帳1級・2級をお持ちの方
- (5)療育手帳A(重度)をお持ちの方

【問い合わせ先】

- ・北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601
- ・住民生活課 国民健康保険係 ☎0137-62-2112
- ・熊石総合支所 住民サービス課 ☎01398-2-3111